## 開議

O平 **進介議長** おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員は、ございません。

よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

本日の会議は、配付しております議事日程第 2号をもって進めます。

## 日程第1 市政一般に関する質問

**〇平 進介議長** 日程第1、市政一般に関する質問を行います。

なお、質問の時間は、答弁を含めて60分以内 となっておりますので、ご協力をお願いいたし ます。

それでは、順次ご指名いたします。

### 浅野敏明議員の質問

**〇平 進介議長** 順位1番、議席番号7番、浅野 敏明議員。

(7番浅野敏明議員登壇)

**〇7番 浅野敏明議員** おはようございます。

6月定例会一般質問初日の1番目、共創長井の浅野敏明でございます。去る4月21日執行の市議会議員選挙におきまして、多くの市民の方々のご支援、ご支持をいただき、2期目の市会議員に当選をさせていただきました。この場

をおかりしましてお礼を申し上げたいと思います。市民の皆様の声を市政に反映し、元気な長井、よりよい長井をつくるため、心機一転、議員活動に取り組んでいきたいと思います。

議場も、新たな5人の議員を迎え、新議長と 新副議長のもと、ますますの議会の活性化が図 られるようご期待をいたしまして、空き家対策、 廃プラ処理の課題と幼保無償化など、大きく3 点の質問を行いたいと思いますので、明快な答 弁をお願いいたします。

1番目の質問は、空き家対策についてご質問します。

国土交通省では、適切な管理が行われてない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のため対応が必要とし、空き家等に対する対策を進めるため、空き家等対策の推進に関する特別措置法、以降、空き家特措法としますが、平成26年11月27日に公布、平成27年5月26日に完全施行されました。

全国の空き家数が2018年10月1日現在846万戸と過去最多になり、山形県内の空き家率も1998年に2万7,900戸、7.1%から2018年には5万6,900戸、12%、10年後の2028年には20%を超えるとの推計があり、5軒に1軒が空き家になることになります。

長井市では、平成25年、2013年から市内の空き家調査と台帳整備を進め、平成26年4月1日に長井市空き家等の適正管理に関する条例が施行され、空き家特措法に基づき、平成30年1月31日に長井市空き家等対策計画が策定されました。その中で、管理不全空家とは、空き家等の実態調査などにより改善が必要と認められる空き家で、所有者等に対して適正な管理について依頼、助言を行い、みずからによる改善を促すとしています。また、空き家等とは、建築物またはこれに付随する工作物であって、居住その

他の使用がなされてないことが常態であるもの 及びその敷地、立ち木なども含むをいい、特定 空家とは、1つ、倒壊等著しく保安上危険とな るおそれがある状態、2つ目、著しく衛生上有 害となるおそれのある状態、3つ目、適切な管 理が行われないことにより著しく景観を損なっ ている状態、4つ目、その他周辺の生活環境の 保全を図るため、放置することが不適切である 状態にある空き家等としています。また、管理 不全空家や特定空家のうち、人の生命、身体、 財産等に重大な損害を及ぼす危険な状態が発生 し、危害が逼迫した場合においては、その損害 の予防や損害の拡大を防ぐため、空き家等対策 協議会の意見を聞いた上、事前に公示し、必要 最小限の措置を行うとしています。

建設課の資料によりますと、空き家等の戸数は、平成25年度に351戸、平成26年度に394戸、平成27年度に435戸、平成28年度に460戸、平成29年度に440戸、平成30年度に473戸と推移しています。平成29年度に空き家が減少しているのは、空き家再生等推進事業により補助制度による解体等が行われたことで減少に転じたのではないかと思いますが、平成28年度以降における管理不全空家の戸数と空き家の撤去・解体戸数について建設課長にお尋ねします。

また、空き家等の実態調査による老朽危険度 判定別では、空き家をAランクからDランクに 区分し、優良空家と不良空家に区分しています が、平成30年度におけるランク別の戸数と特定 空家に認定した戸数について建設課長にお尋ね します。

あわせて、管理不全空家の所有者等には依頼、助言を行うとし、特定空家の所有者等には、除去、修繕、立ち木等の伐採等の助言や指導、勧告、命令などの措置を行うとしていますが、これまでの措置等の実績と所有者等の反応や対応について建設課長にお尋ねします。

空き家については、今後とも増加傾向が続き、

特に管理不全空家を含め、老朽化した空き家が 増加することでさらに問題が大きくなっていく のではないかと思います。

また、空き家対策は地方創生の課題である人 口減少と少子高齢化に匹敵する大きな課題であ ると思います。空き家等の管理については、空 き家特措法第3条で、空き家等の所有者等は周 辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き 家等の適切な管理に努めるものとすると規定し ていますが、ほとんどの所有者等の認識は非常 に低いのではないかと思います。空き家の実態 調査で把握した所有者等への意向調査を実施し ているかと思いますが、所有者等の対応を待っ ているだけでは空き家対策がなかなか進まない のではないでしょうか。人口減少と少子高齢化 が進む中、複数の空き家を管理しなければなら ない人や生活を首都圏にある人など、維持管理 の負担が大きい空き家は今後ますます増加して いくと思われます。

空き家を管理する所有者等の意向の中には、 早急に解体したい意向のほか、当分空き家のま ま管理したい、老朽化した空き家を解体し、解 体跡地を有効活用したいなどが考えられます。 管理不全空家の適切な管理を促すための環境整 備の一つとして、特定空家への解体補助だけで なく、管理不全空家に対して早期の対応を促す ためにも、管理意向に応じた補助制度が必要で はないでしょうか。

空き家のまま管理したい所有者への補助対象として、空き家の建物内部の清掃や敷地内の除草に係る費用の一部を補助する制度や、解体後の跡地を駐車場、住宅や店舗などに利用する場合は、解体補助にかさ上げした補助制度を導入してはどうでしょうか。管理義務がある所有者等や相続人などは、解体や管理をする上でメリットやお得感が感じられなければ簡単に適正な維持管理や解体に応じる人は余り増加しないのではないかと思います。新たな補助制度導入も

含め市長のお考えを伺います。

次に、優良空家の活用についてご質問します。 建設課の資料によりますと、優良空家は186 戸で、うちAランクは44戸ありますが、そのう ち空家バンクに登録されているのは1件だけし かありません。優良空家に係る意向調査の内容 と結果について建設課長にお尋ねします。また、 その中で、売りたい、貸したいの方は何件ぐら いあったのか、あわせて建設課長にお尋ねします。 す。

地域づくり推進課の資料によりますと、空家 バンク登録希望する所有者等は、不動産業者と 媒介契約を締結した上、長井市に登録同意書を 提出することにより空家バンクに登録するとい うものです。長井市では、ホームページにアッ プをするとともに、全国版空家バンクへの物件 登録、掲載を行い、不動産業者は物件の交渉を 経て契約締結になる仕組みとなっています。

以上の手続が必要のようですが、空き家を一 定期間放置した物件で使用しなければ管理不全 空家になってしまいますので、空き家になる早 い段階で空家バンクに登録することが必要だと 思います。空家バンク登録制度に長井市が積極 的にかかわることで信頼性が高まり、所有者等 が登録しやすく、中古住宅を利用したい方は安 心して申し込みができるのではないかと思いま す。先に不動産業者から声がかかると、用心し て敬遠する方もいるかもしれませんが、先に長 井市からの声があれば安心して募集に応ずる方 も多くいるのではないかと思います。長井市が 仲介することで安心して申し込みが行えるなど、 メリットが多くあると思います。現在の空家バ ンク登録制度のホームページについては、空家 バンクに登録したい方も空き家を活用したい方 も、長井市の魅力とわかりやすい手続が一目で わかる補助制度をアップするなど、もっと明る くリニューアルし、移住者や子育て世代が興味 を持ってもらえるようなPRが必要ではないで

しょうか。今後の空家バンク登録制度のPRと 課題について、地域づくり推進課長にお尋ねし ます。

長井市は、空き家を売りたい、貸したいという方を、買いたい、借りたいという方の窓口として仲介役を行うべきではないでしょうか。長井市のホームページやダイレクトメールなどで募集し、空家バンクの登録を長井市に対して行い、長井市は不動産業者と協定を締結した上、長井市のホームページで空家バンクの情報提供と申し込みを受け付けるようにしてはどうでしょうか。契約交渉と契約締結は、不動産業者がかかわることで不動産業者への民業圧迫にならないかと思います。空家登録制度の仲介など、積極的に長井市がかかわることで登録したい方や活用したい方が増加すると思いますが、市長のお考えを伺います。

2番目の質問は、廃棄物処理の課題について ご質問します。

環境省は、廃棄物規制課長と廃棄物適正処理 推進課長の連名で、令和元年5月20日付「廃プ ラスチック類等に係る処理の円滑化等につい て」の通知の中で、産業廃棄物として扱われる 廃プラスチック類について、地方自治体などが 運営する家庭ごみなどの一般廃棄物の焼却施設 での受け入れを積極的に検討するよう都道府県 を通じて通知されていると思います。これは、 平成29年末より中国において実施されている使 用済みプラスチック等の輸入禁止措置等の影響 により国内の産業廃棄物処理の逼迫を受け、環 境省では、平成30年8月のアンケート調査にお いても、依然として処理施設の処理能力の逼迫 状況は悪化傾向にあるとの報告を公表しました。

こうした状況を踏まえ、環境省では、引き続き廃プラスチック類、以下、廃プラとします、の処理の逼迫状況や不法投棄等に関する実態把握及び自治体を含めた情報共有を進めるほか、1つ、令和元年6月策定のプラスチック資源環

境戦略に基づき、プラスチックの資源循環を促進していく、2つ目、廃プラのリサイクル施設等の処理施設の整備を速やかに進め、国内資源循環を促進していく、3つ目、事前協議制等の域外からの産業廃棄物搬入規制を行っている自治体に対し、搬入規制の廃止、緩和または手続の合理化、迅速化を促す、4つ目、排出事業者に対し、適正な対価の支払いを含めた適正処理の推進について周知するとともに、自治体に対しては排出事業者への指導の強化を依頼する、5つ目、市町村に対し、ごみ焼却施設等での廃プラの受け入れを積極的に検討するよう依頼するなどの対応を図るとしています。

置賜広域行政組合、以下、置広とします、におけるこれまでリサイクルとして処理していた一般廃棄物資源ごみのうちプラスチック類について、平成29年度までと平成30年度以降の資源となる廃プラの高品質と低品質のリサイクル工程について市民課長にお尋ねします。あわせて、産業廃棄物の廃プラの受け入れ状況についてお尋ねいたします。

環境省で策定したプラスチック資源環境戦略によると、1人当たりの容器包装廃棄量が世界で2番目に多いと指摘されており、プラスチック類の3R、リデュース、リユース、リサイクルの一層推進することを求めています。また、重点戦略のリデュースの徹底の取り組みとして、1つ、不必要に使用、廃棄されることのないよう、消費者に対する声かけの励行はもとより、レジ袋の無償配布をやめ、有料化義務化することで消費者ライフスタイルの変革を促していくこと、2つ目、代替可能性が見込まれる再生材や紙、バイオマスプラスチック等の再生可能資源への適切な代替を促進していくことなどが上げられています。

海洋汚染が世界的に問題となっている廃プラの削減に向け、環境省は2030年までの数値目標として、使い捨て廃プラ排出量の25%削減を目

標とし、レジ袋やストロー、皿などを対象とするものです。レジ袋については、早ければ2020年に原則有料化を目指すとし、全国のコンビニやスーパーなど小売店で使われているプラスチック製レジ袋の無料提供を禁ずる法制化に乗り出す方針を明らかにしました。このような廃プラに係る現状を踏まえ、環境に対する市長のお考えを伺います。あわせて、環境省からの要請に対する置広の取り組みについて市長の見解を伺います。

長井市では、平成20年9月9日に、レジ袋削 減並びに簡易包装推進に向けた取り組みに関す る協定を当時の市内スーパーマーケット、株式 会社うめや、株式会社ヨークベニマル、株式会 社ヤマザワの3者と市民団体長井市買い物袋持 参運動推進協議会及び長井市長の5者が協定書 に締結、調印しました。置賜では初の取り組み で、長井市として、ごみの減量化や地球温暖化 の防止に向けて、市民、事業者、行政が連携協 力して環境に取り組み、環境に優しい生活様式 へのきっかけとなる大切な調印式だったと思い ます。協定書に調印された市民団体、長井市買 い物袋持参運動推進協議会については、長井市 消費生活者の会の内部組織だったと思いますが、 これまでの活動の内容と長井市とのかかわりに ついて総務参事にお尋ねします。

今後、廃プラのリデュースを徹底するためには、消費者への啓発と声がけが最も大切だと思います。そのためにも、市民団体である長井市消費生活者の会の協力と連携が必要不可欠だと思いますが、市長のお考えを伺います。

また、現在、長井市のミネラルウオーターのペットボトルとして「卯の花姫の涙」を販売していますが、議場にもお配りしていますが、廃プラの環境問題を考えれば、バイオマスプラスチック等に転換することも今後視野に入れて検討する必要があるのではないかと思います。今後の取り組みについて市長の見解を伺います。

3番目の質問は、幼児教育・保育無償化についてご質問いたします。

国は、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の 重要性を考慮し、令和元年10月1日から幼児教 育・保育、以下、幼保とします、無償化制度を 導入する予定としています。子育て世代にとっ ては朗報だと思いますが、幼保の対象児の保護 者にとっては、マスコミからの情報だけで自治 体からの周知もない中で、不安な人も多くいる のではないでしょうか。

国の資料を見ますと、幼保無償化の対象は3 歳から5歳児の幼稚園、保育所、認定こども園、 以下、認可幼保施設とします、や認可外保育施 設の標準的な利用料を無償化にするというもの です。幼保の無償化とは、認可幼保施設、認可 外保育施設を問わず、幼保対象児の保護者が市 に対して交付申請などを行う必要がなく、市で 把握している対象児を利用している施設に現物 支給を行うことになるでしょうか。幼保無償化 の範囲として、認可幼保施設の利用料で2万 7,500円が上限、認可外保育施設の利用料で3 万7,500円が上限となっていますが、上限以内 の利用料であれば毎月全額支給になるのでしょ うか。認可外保育施設等の無償化については、 保育の必要性の認定を受けた場合、5年間の猶 予期間を設定して対象にしているようですが、 長井市における認可外保育施設の実態について 子育て推進課長にお尋ねします。

認可幼保施設の預かり保育についても、利用 実態に応じて月額1万1,300円までの範囲で無 償化になるようです。厚生常任委員会協議会の 資料によりますと、長井市から保育の必要性の 認定を受ける必要があるとなっていますが、ど のような場合が適用になるのか、子育て推進課 長にお尋ねします。あわせて、認可外保育施設 についても対象になるようですが、認可外の保 育施設には長井市児童センターも含まれるのか、 あわせてお尋ねいたします。

また、資料では、ゼロから2歳児が認可幼保施設及び認可外保育施設を利用する住民税非課税世帯を対象として、認可幼保施設や認可外保育施設を問わず無償化の対象になるようです。幼保施設の無償化により、これまで仕事のため、お子さんの面倒をおばあちゃんなどに託していた保護者においても、幼保施設に入所したい方が多くなるのではないかと思いますが、今年度におけるゼロから2歳児と3から5歳児の入所申込者の中で入所できなかった幼児はいなかったのか、子育て推進課長にお尋ねします。あわせて、今後、入所申し込みが増加すると思いますが、それの対応策についてもお尋ねいたします。

また、令和元年10月1日からの消費増税分の一部を幼保無償化の財源として予定しているようです。幼保無償化に係る財源の負担割合については、国の資料を見ますと、国で2分の1、都道府県で4分の1、市町村で4分の1で、公立の幼保施設については市町村等が10分の10の負担の制度になっているようですが、長井市の幼保無償化に係る全体の概算見込み額と財源について財政課長にお尋ねいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。ご清聴 ありがとうございました。

# 〇平 進介議長 内谷重治市長。

O内谷重治市長 おはようございます。浅野議員 からは、大きく3項目、そして私のほうからの 答弁は2項目、5点についてお答えをさせてい ただきます。

それでは、まず最初に、空き家対策について でございますが、浅野議員からは、建物内部の 清掃や敷地内の除草に係る費用への補助、また、 解体後の跡地を利用する場合のかさ上げ補助制 度を導入してはどうかというようなご提言でご ざいます。

できるだけ簡潔にしたいと思いますが、長井

市におきましても、議員からいろいろ国の実態 等々ございましたけれども、人口減少や少子高 齢化を背景といたしまして、市内の空き家の件 数も年々ふえている状況にございます。重要な これは行政課題というふうに捉えております。 昨年度、長井市は立地適正化計画を策定いたし まして、利便性の高い居住誘導区域内への緩や かな誘導を図る施策を公表いたしました。

浅野議員からは、管理不全空家に対しても管 理意向に応じた補助制度が必要ではないかとい うご提言でございますが、基本的に空き家は私 有財産でありまして、所有者がみずからの責任 において適切に管理を行うことが大原則だと、 ここが一番重要でございまして、その上で、行 政がどこまで支援していくか、支援すべきなの かということになりますけれども、まずは危険 な空き家として、周り近所、その地域にいろん な弊害をもたらしているそういった空き家の除 去を図り、市民生活の安全・安心を確保してい くことが最優先の課題であると考えております。 長井市では、議員からもありましたように、平 成30年1月に空き家等対策計画を策定いたしま した。この計画は県内では10例目で、置賜では 3例目でございます。空き家対策には、そうい う意味では先進的に取り組んでいると自負して おります。

さらに、昨年度に長井市特定空家除去補助金を創設いたしまして、補助率5分の4、上限は120万円で実施しておりますが、補助額は県内では米沢市に次いで2番目の高額で実施しております。この補助金については、国の空き家再生等推進事業を活用して、5分の2、60万円が国からの交付金で措置されますが、この同額を私ども市町村も負担しなければならないということでございます。これ自体、先ほど言いましたように、県内で35市町村のうち10市町村しかやってないんですよ。ですから我々としては、十分だとは思ってないんですが、今できる限り、

もう一番手厚くやっているつもりなんですね、 つもりです。それで、今年度より空き家再生等 推進事業の継続、拡充及び危険空き家に対する 緊急的措置への支援について、本市の重要事業 として国及び県に財政支援を含め要望しており ます。

空き家に関しては、全て行政がかかわるのではなく、所有者等の自助努力によってある程度の対応をいただくことは当然であると。ましてメリットとか空き家を持っている人がお得だというような、そういう部類のものではないと。というのは、やはり空き家になっている理由はいろいろあるんでしょうけど、その空き家についてはあくまでもその人の個人所有ですから、それは自分でやっぱりきちっと管理してほしいと。

ただ、まだそういう重要性を感じていない人が結構いらっしゃると。それはなぜかっていうと、その地域に住んでれば、周りの方からどうしているんだと、あれちゃんと管理しろよと、あのままでは危険だぞという声が聞こえるわけですが、遠くに移られた方ですと実感として湧かないわけですね。でも、だからといって我々地域で、市でそれを負担して、お得だからやってくださいなんていう問題ではないと。それほどまだ少ない件数ではないということですね。もうどんどんふえているわけですから、これは議員からあったようでございます。所有者には管理責任があるということをまずは認識してもらう必要があると捉えております。

なお、空き家を有効活用した場合の助成制度 といたしまして、国の空き家再生等推進事業、 これは(活用タイプ)ということでございます が、これがありますので、空き家を体験施設や 交流施設等へ改修したいなどの要望があれば、 市としても個別に相談に応じてまいりたいと考 えております。

次に、2点目でございますが、空家バンク制

度と長井市のかかわりについてでございますけれども、議員からは、空き家を売りたい、貸したい物件所有者と、買いたい、借りたい利用希望者の窓口として長井市が仲介役として行うべきというご意見をいただきました。

初めに、市では、毎年実施しております空き家の実態調査により、眠っている優良空家が多数存在している状況などについて、地区長さんを初めいろんな方々にご協力いただいて把握しております。そうした市場に流通してない優良空家等を掘り起こすことで、地域資源として利活用を図って、移住定住並びに周辺部からの住みかえを推進、促進するために、平成30年4月から、昨年度からですけども、空家バンク制度の運用を開始しております。

空家バンクの利活用については、物件所有者への対応として、長井市から頻繁に働きかけまして、掘り起こしにより優良空家の登録件数をふやすこと、利用希望者には、ホームページやダイレクトメールなど、複数のメディア等を活用し積極的に情報発信することなどに取り組む必要があります。そのため、長井市空家バンク実施要綱を市で定めまして、山形県の宅地建物取引業協会、全日本不動産協会山形支部の2法人と長井市空家バンクの実施に関する協定書を締結し、その2法人の会員である市内の不動産会社に空き家の間取り図や基本情報の作成及び売買、賃貸の仲介などの協力をお願いしているところでございます。

空き家物件と利用希望者の仲介につきましては、移住相談窓口の地域づくり推進課が市内の不動産会社と提携し、長井市空家バンクの情報のほか、各不動産業者が保有する情報を紹介するなど、相談者の希望を聞きながら個別に対応しております。売買等の契約交渉、提携については、協定に基づき各不動産業者にお願いしておりますので、浅野議員からもありましたとおり、民業圧迫にはなりませんけれども、これは

市で積極的にかかわるとしても、やはり限界があるのかなと。ですから、不動産会社、また、司法書士会さんのほうからもご協力いただいて、やっぱりことしは、去年は1回しかしなかったんですが、3カ月に1遍ぐらい実は不動産業者と市と司法書士会にもご協力いただいて、広く空き家を持っている人に呼びかけて相談日を設けながらやっていきたいと。ただ、やっぱりこの辺に住んでない人はぴんとこないんですね、もう関係ないという、そういう方も残念ながらまだいらっしゃいますんで、それらについて市から繰り返しお願いしながら、まずはご協力いただきたいと思っています。

なお、浅野議員から提案いただきましたホームページで利用希望者を募集、登録し、その方にダイレクトメールなどで優良空家情報をお届けする仕組みについても、既に運用している自治体の優良事例を参考にしながら、横展開ということを検討してまいりたいと思います。

次に、3点目でございますが、環境対策と置 広における廃プラスチック類処理について、2 項目めに入ります。

置広によりますと、焼却施設のごみ搬入状況から、搬入が多くなる時期やオーバーホール等の休炉、休む時間、期間中のごみ貯留量を考えると、通年のいわゆる産廃、産業廃棄物のプラスチックの受け入れは現状では難しいということでございます。

また、事前協議をしなければ廃プラの形状、 性状あるいは搬入路がわからないことから、受 け入れ可否の判断は難しいということでござい ます。産廃の廃プラについては、市町村に対し て積極的に受け入れるようにと国からございま すけれども、場合によっては施設整備を伴う問 題であり、置広及び構成する3市5町と協議を しながら、あわせて施設の地元と協議をしなが ら進めなければならないと考えております。環 境省は環境省の方針があると思いますし、場合 によっては補助制度なども用意してくださっているのかもしれませんが、我々は3市5町でやっておりますので、そう簡単にはすぐどうのこうのということはいかないだろうと考えております。

海洋汚染に関する問題でございますが、これは大きく、大変課題になっております。レジ袋やストローなどの使い捨ての廃プラの削減は喫緊の課題と認識しております。レジ袋の有料化を含めて、ごみになるものは受け取らないなど、広報、啓発活動を通して廃プラに関する市民一人一人の意識づけが必要と考えられます。あわせて、廃プラに限らず、リデュース、リユース、リサイクルの3Rを進めながらごみの減量化を図ってまいりたいと考えます。

次に、4点目の廃プラスチックのリデュースの推進と再生処理の取り組みについてでございますが、議員からは、こういったリデュースを徹底するためには、消費者への啓発、声がけが最も大切で、長井市消費生活者の会の協力と連携が不可欠ではないのかというご質問でございます。

議員からも紹介いただきましたように、平成 20年、長井市では置賜ではトップで、まずは3 者契約、私ども長井市と市内3つのスーパー、 それから市民団体ということで、この市民団体 っていうのが消費生活者の会でございます。ご 承知のとおり、レジ袋の削減とか、あるいは簡 易包装等の推進等々の協定を図ったということ でございます。近年、長井市消費生活センター では、おらんだラジオなどでレジ袋削減などの 周知を行っていただいております。今後は、環 境省の対応を見きわめながら、市民の皆様にレ ジ袋削減に加えて、使い捨てプラスチック製品 などの使用を減らす取り組みのお知らせや啓発 活動に力を入れていきたいと考えておりますが、 長井市消費生活センターだけで取り組むには限 度があるため、議員からご提案がありましたと

おり、これまで以上に消費生活の会の皆様の協力を得ながら連携をしてまいりたいと考えております。

最後でございますが、バイオマスプラスチック等への転換についてということでございます。 議員からは、廃プラの環境問題を考えれば、水道事業で販売しているナチュラルミネラルウオーターの「卯の花姫の涙」のペットボトル容器をバイオマスプラスチック等に転換することも視野に入れて検討する必要があるんではないかという提言でございます。

バイオマスプラスチックは、議員からございましたように、植物等の再生可能なバイオマス資源を原料としたプラスチックで、それを焼却処分した場合でも大気中の二酸化炭素濃度を上昇させないという特徴もありまして、いろいろなやっぱりこれからの地球温暖化を考えますと必要な取り組みだと、また、大手メーカーでもいろいろな取り組みをしております。

このような状況の中から、国では、プラスチ ック資源循環戦略、そして重点戦略の一つに、 石油由来のプラスチック代替品の開発、利用の 促進によりまして技術開発や生産体制等の基盤 整備を進めることとしておりまして、これらの 取り組みにより今後は製造コストの削減等、バ イオマスプラスチック製品の普及拡大が期待さ れますので、私どもも時期を見て、できればす ぐやったほうがいいんでしょうけども、この辺 のコストの部分でちょっと今の市の「卯の花姫 の涙」については広告として、広報活動として 販売しているにすぎないもんですから、この辺 のところのコストがかかるかもしれませんけど も、むしろいち早く取り組まなきゃいけないの かなと考えており、今後とも情報収集、必要な 検討をしてまいりたいと考えております。

○平 進介議長 新野弘明地域づくり推進課長。○新野弘明地域づくり推進課長 私には、質問1の(4)空家バンクのPRと有効活用の課題に

つきましてお答えいたします。

空家バンクの一番の課題につきましては、浅野議員からありましたとおり、現在、長井市空家バンクの掲載件数につきましては1件のみと、大変不十分な状況でございます。最優先にすべきことといたしまして、優良空家の所有者への丁寧な説明、そして積極的な働きによりまして掘り起こしを行い、売買、賃貸物件を1件でも多く掲載すること、そして市内不動産業者が保有しています物件情報につきましても、長井市空家バンクのウエブページから閲覧できる仕組みを入れるなど、より多くの物件情報を掲載するよう検討し、対応してまいります。

また、長井市空家バンクをもっと明るくリニューアルすることにつきましてご意見をいただいたところでございます。長井空家バンクのページにつきましては、全国版共通の空家バンクを利用しておりますので、決められたレイアウトにより制限がございますけども、もっと明るいデザインに変更すること、そして長井市の暮らしや子育ての環境、各種助成制度、移住者の声、そういった内容を一応検討する際に参考としてほしい情報を掲載していくこと、そして動画の張りつけも可能ですので、長井市の魅力が感じられる動画をアップしながら、長井市空家バンクのページを見直ししてまいります。

また、空き家の利用希望者につきましては、 市長答弁もありましたけども、浅野議員から提 案いただきましたホームページで募集、登録に よりまして、ダイレクトメールなどで優良空家 を発信するような仕組みも検討してまいります ので、よろしくお願いしたいと思います。

#### 〇平 進介議長 佐原勝博建設課長。

### **〇佐原勝博建設課長** お答えいたします。

まず最初に、平成28年度以降における管理不 全空家戸数と空き家の撤去・解体戸数について でございますが、毎年度、各地区長からご協力 をいただきまして空き家の実態調査を行ってお りますが、管理不全空家戸数は平成28年度末で323戸、平成29年度末で293戸、平成30年度末で287戸となっておるところでございます。空き家の撤去・解体戸数につきましては、平成28年度20戸、平成29年度18戸、平成30年度19戸となっているところでございます。

次に、平成30年度におけるランク別の戸数及び特定空家に認定しました戸数についてでございますが、平成31年3月31日現在での空き家473戸の老朽危険度別ランクでは、修繕がほとんど必要のないランクAが44戸、多少の修繕により再利用可能なランクBが142戸、老朽化が著しいランクCが226戸、解体が必要と思われるランクDが61戸となっております。また、特定空家につきましては、国土交通省が示すガイドラインを参考に山形県が作成しました特定空家等判定表をもとに認定をしておるところでございますが、最も危険度が高いランクDを再判定した結果、50戸を昨年度特定空家に認定したところでございます。

次に、これまでの措置等の実績と所有者等の 反応や対応についてでございますが、国の空き 家等対策の推進に関する特別措置法の施行を受 けまして、長井市空き家等の適正管理に関する 条例を平成29年12月に条例改正しておりますが、 平成26年度から平成29年度までの4年間は、改 正前の条例に基づきまして、管理不全空家の所 有者等に対し、助言、指導を7件行っておると ころでございます。この7件のうち4件が解体 済みとなっているところでございます。

平成30年度につきましては、平成30年1月に空き家等対策計画を作成したことにより、特定空家を除却する場合に国の財政支援を受けることが可能になりましたので、除去費用の8割、120万円を上限に補助する特定空家除却補助金を創設し、特定空家に認定されました50件の所有者等に対し、補助制度を活用しての除去を促すための案内を送付しておるところでございま

す。案内を行っても反応がない所有者等に対し まして、空き家法の規定に基づき、まずは助言、 指導を行うことで今後も所有者みずからによる 除却を促してまいりたいというふうに考えてい るところでございます。

最後に、優良空家に係る意向調査の内容と結果について、また、その中で、売りたい、貸したいという回答が何件あったかというご質問についてですが、各地区から新規に報告がございました全ての空き家の所有者等に対しまして意向調査を実施しておるところでございます。意向調査につきましては、アンケート形式になっており、空き家になった理由、維持管理状況、利活用や除却の意向など、18項目にわたり調査しているところでございます。

平成30年度の意向調査では、84戸の所有者等に対し調査票をお送りしまして、51戸から回答がございました。回答の内容としましては、現住所からの距離が遠く維持管理が難しい、身体的、年齢的に維持管理が難しい、解体費用がない、売りたいが、売却相手が見つからないなどといった回答が多くございました。また、そのうちの6件につきましては、空家バンクへの登録を希望されておりましたので、直接連絡をとりまして意向の詳細を把握しているところでございます。

**〇平 進介議長** 当局にお願いいたします。答弁 につきましては、要点をまとめ、簡潔にお願いいたします。

竹田利弘総務参事。

○竹田利弘総務参事 私からは、2番目、廃プラスチック類処理の課題についての(4)長井市消費生活者の会におけるこれまでの活動と長井市とのかかわりについて回答させていただきます。

議員からご案内のありました長井市買い物袋 持参運動推進協議会は、平成17年に長井市消費 生活者の会長の佐藤維玖子さんを会長に、長井 市婦人会、商工会議所女性会、消費生活者の会、退職女性教職員の会、交通安全母の会などの団体と、うめや、ヨークベニマル、ヤマザワ、ホームセンターのジョイやムサシ、木村屋、サドヤ洋装店等の小売店などを構成メンバーに、買い物袋の持参運動を推進する目的で、事務局を市民課生活環境係で担い設立されたもので、消費生活者の会が中心となり組織されたものでございますが、内部組織ではございませんでした。

事業といたしましては、買い物袋持参調査や店頭でのレジ袋有料化に関するアンケートを実施するなどのほか、買い物袋持参キャンペーンと題して、講演会や、あとチラシの配布、マイバッグ持参の周知などを行った実績がございます。また、先ほど市長からございました平成20年には、最初は3社でございましたが、最終的には市内のスーパー5社とレジ袋削減並びに簡易包装推進に向けた取り組みに関する協定を締結したものでございます。

消費生活者の会の現会長、齋藤真知子さんにもお伺いいたしましたが、平成22年ごろに協議会の取り組み、役割でございますが、市内の食品スーパーと協定書に調印できたことや、レジ袋有料化やマイバッグの持参が定着したことから一定の成果が見られたということで、一区切りとなって、その後は活動が行われていない状況でございました。しかしながら、齋藤会長といたしましても、レジ袋の削減や使い捨てプラスチックの使用については非常に関心が高い分野で、市の消費生活センターとともに課題解決のための事業に取り組みたいという意向でございましたので、市といたしましても、消費生活者の会と一緒に連携しながら、この課題解決のため取り組んでまいりたいと存じます。

- 〇平 進介議長 金子 剛市民課長。
- **○金子 剛市民課長** 置賜広域行政事務組合におけるプラスチック類の処理と産廃の廃プラの受け入れ状況について申し上げます。

置広では、容器包装リサイクル法の完全施行 に伴い、プラスチック製容器包装及びペットボ トルなどのプラスチック類をリサイクルするた め、平成14年から千代田クリーンセンターリサ イクルプラザを稼働しております。リサイクル は、日本容器包装リサイクル協会という指定法 人と置広が契約して指定法人が国内の再資源化 業者等に引き渡してリサイクルする、そういう 仕組みになっております。指定法人が定める引 き取り品質ガイドラインに適合させるため、プ ラザのコンベヤー上では手選別によって汚れの あるものや対象品以外の不適物を除去した上、 圧縮、こん包、引き渡ししております。引き渡 しできないプラスチック類は、千代田クリーン センター焼却施設のほうで燃やすことで、サー マルリサイクルとして熱回収を行っています。

29年度からの中国への輸出禁止に伴う影響で すが、指定法人によるリサイクルは市町村が処 理責任を有する一般廃棄物を対象としておりま して、国内企業によるリサイクルであること、 また、再資源化業者は規模や能力を指定法人に 届け出を行い、引き渡し数量の調査を行うなど、 需給バランスを保つ仕組みになっており、順調 にリサイクルが行われていると認識しておりま す。30年度からは、引き取り品質ガイドライン に適合しないペットボトルでも、別の再資源化 業者を通じてB級品としてリサイクルしており ます。B級品のリサイクルは作業工程がふえる ことから、用途が卵パックなどに限定するなど で買い取り価格が低くなることで、引き続き市 民の方々には水洗いの徹底などをお願いしてい るところです。

産業廃棄物の廃プラの受け入れについては、 置広の施設があくまで一般廃棄物の処理施設で あることから現在受け入れは行っておりません が、環境省からの通知にもあるとおり、3市5 町が協議して受け入れの検討を進めなければな らないということで考えております。

- 〇平 進介議長 鈴木嗣郎財政課長。
- ○鈴木嗣郎財政課長 幼児教育・保育無償化に係る概算の見込み額、財源に関するご質問でございます。お答えいたします。

まず、財源に関することで、国、県、市町村の割合は、浅野議員がおっしゃるとおりでございますが、ただし、今年度に限っては全額国が負担をするというふうになっております。

具体的な金額を申し上げますと、今年度は、 10月以降で概算ですが、約5,000万円ほど影響 が出るという見込みでございますが、全額、国 により補填される見込みです。関連する予算の 補正につきましては、9月に上程させていただ くつもりでございます。来年度以降につきまし て、浅野議員のおっしゃる10分の10に該当する 公立の認可保育所、認定こども園がございませ んので、長井市におきましては全て4分の1が 適用になるというふうに考えてございます。来 年度の市の負担4分の1に相当する額を試算し ていただきましたところ、市全体で約3,400万 円ほどというふうに見込まれました。この財源 といたしましては、浅野議員のおっしゃるとお り、消費税率改定によって増収が見込まれます 地方消費税交付金、これを充ててまいりたいと いうふうに思っております。

- 〇平 進介議長 加藤潤子子育て推進課長。
- ○加藤潤子子育て推進課長 私のほうから、幼児教育・保育無償化についてお答え申し上げます。 ご質問の幼保対象児の保護者が市に対して交付申請などを行う必要がなく、施設に現物支給を行うのかというご質問でございますが、保護者が一旦施設に保育料を支払い、後日、市から保護者へ保育料分を支給する償還払いを基本とはいたしますが、いわゆる現物給付の方法も認められていることから、より保護者の負担が少ない現物給付をと考えております。

次に、無償化の範囲として、上限以内の利用 料であれは毎月全額支給になるのかについてで ございますが、浅野議員おっしゃるとおり、上 限以内の利用料であれば全額支給となります。

続きまして、長井市における認可外保育施設の実態についてでございますが、長井市で該当する認可外保育施設は、米沢ヤクルト販売株式会社で運営している事業所内保育施設だけになっております。こちらは既に基準を充たしており、無償化の対象となる施設です。

続きまして、預かり保育で利用実態に応じて 月額1万1,300円までの範囲で無償化となり、 保育の必要性の認定を受ける必要がある場合と はどういった場合かというところのご質問でご ざいますが、認定こども園の1号認定を受け、 預かり保育を利用している方になります。本制 度を利用するためには、保育の必要性の有無に ついて確認する必要がございますので、後ほど 調査することになります。

次に、ご質問の認可外の保育施設には児童センターも含まれるのかでございますが、児童センターにつきましては、国の保育無償化制度の対象外となっております。しかし、届け出保育施設として県へ届け出を行えば、認可外保育施設と同様の制度の対象とすることが可能であるとの回答をいただいておりますので、今後進めてまいりたいと思っております。

最後に、今年度ゼロから2歳児と3から5歳 児に入所できなかった幼児はいなかったのか、 あわせて、入所申し込みが増加すると思われる ので、その対策はというご質問でございますが、 今年度、4月当初は待機児童は発生しておりま せん。しかし、7月1日以降に1件の待機が出 ております。現在、保育所のほうに再度検討い ただいているところです。浅野議員おっしゃる とおり、入所希望がふえることが予想されます ので、建設中の星の子保育園、おひさま保育園、 白山保育園が令和2年4月に開所することで、 定員がふえることが待機児童対策の大きな支え になるものと思っておりますし、潜在保育士の 掘り起こしにも引き続き努めてまいりたいと思っております。

- 〇平 進介議長 7番、浅野敏明議員。
- **○7番 浅野敏明議員** 最初の質問が長くて再質問できませんでしたが、丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございました。

これで質問を終わります。

# 金子豊美議員の質問

○平 進介議長 次に、順位2番、議席番号6番、 金子豊美議員。

(6番金子豊美議員登壇)

○6番 金子豊美議員 おはようございます。水と緑と花の長井、いよいよアヤメの花の季節を迎え、この議場を初め各施設ではアヤメの花に囲まれたさまざまな人との出会いがあり、コミュニケーションを深める風景が見られるこの6月議会、何もわからず緊張して壇上に立った4年前の初心を思い出しながら、また、貴重な時間をいただきながら一般質問をさせていただきます。

コミュニティセンター職員について。

初めに、昨年度より致芳、西根、平野の3地区が、そして今年度より中央、伊佐沢、豊田の3地区が公民館からコミュニティセンターに移行となり、市内6地区全体が足並みをそろえ、それぞれの地域づくり計画に基づき活動がスタートしました。振り返ってみますと、一昨年、平成29年度はコミュニティセンター化に移行する準備の年でもあり、一般質問でも毎回のように教育委員会から地域づくり推進課に担当課が変わることや、管理運営、事業予算、交付金等々を含めた事業内容、職員の待遇改善など多くの課題について議論を交わしてきたところです。当局については、それぞれの課題について